

潮来ライオンズクラブ内規

潮来ライオンズクラブは運営と事業を円滑にするため、ライオンズクラブ必携会則を遵守するとともに、内規を制定し、その助成策としてクラブの活性化を期するものとする。

第1条 会員

会員は、善良な徳性の持ち主で地域社会において声望のある成年で、会則第3条B項規定に従うものとする。

会員は正会員と名誉会員と優待会員とし、理事会にはかり例会の承認を得て決定される。正会員は例会に出席する義務を要し、無断欠席してはならない。

第2条 入会

新会員予定者をスポンサーする場合は、事前にその入会予定者の人格、生活状態、会費納入能力、例会出席の可能性等を充分調査し、理事会にはかり、承認を得た上で推薦することとする。

第3条 入会金および会費

1項 会員は次に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2項 入会金 10,000円

会費 60,000円（1ヶ年）

前期（7月～12月）30,000円、後期（1月～6月）30,000円

（内訳 運営費、事業費、その他）

3項 他クラブより転籍会員および会社金融機関、官公庁等の関係者は、本クラブに入会しているものが転勤し、次に赴任したものが引続き代表として入会する場合および1ヶ年以内の世襲会員は入会金を免除する。

4項 本クラブの会費納入期限は、前期7月20日まで、後期は1月20日までとする。尚納付については原則としてクラブの指定金融機関への自動引落としとする。

5項 新入会員は該当する期間の会費を月割りに換算して全額を入会と同時に納入しなければならない。

6項 名誉会員は年会費を免除とする。

7項 優待会員は年会費を30,000円とする。

第4条 退会

会員が退会する場合は、退会届を会長に提出し、理事会がそれを承認したときから発効する。ただしすべての未納金を支払うこと。

すでに納入した会費は返還しない。

その他、会員の資格喪失はライオンズクラブ会則によることとする。

第5条 役員構成と選出

1項 次期役員は、原則として指名委員会に於いて選出されるが、当クラブとしては第1副会長が会長となり、それぞれ累進し、1年理事は2年理事となることとし、1年理事は前年度の会長および幹事・会計がなることが望ましい。

2項 第2副会長および副幹事は、本人の内諾を得た上で充てることが望ましい。但し役員は指名委員会に於いて指名された場合は、原則としてこれを拒否しないこととする。

3項 指名委員は7名程度とし、会長がこれを任命する。

第6条 理事会および委員会

- 1項 理事会の構成員は会則第8条に準ずるが、理事会の会合に出席した構成員の過半数による決議は理事会全体の決議とする。
- 2項 会議は毎月1回以上開催するとし、議事録は速やかに幹事に提出しなければならない。
- 3項 会議会合に要した費用は運営費より支給し、議事録提出時に支払うものとする。

第7条 委員会の設置と指導力育成委員会（GLT委員会）について

委員会の設置と指導力育成委員会について、会則に従って運営委員会、事業委員会の内より主要な委員会を設置しているが、特に指導力育成委員会は歴代会長経験者が委員となり、クラブ会長を補佐する。

第8条 交際費、旅費、事務費

- 1項 役員および会員がクラブの公式な会合（諮問委員会、年次大会、三役研修会、ブラザークラブの式典等）、その他理事会が認める（緊急の場合は事後承諾を得る）交際上必要な会合に参加する場合は、これに要する費用はクラブ運営費より支給する。
- 2項 旅費、支給額および範囲
 1. 旅費 一般乗車券、急行券、特急券（実費）、自家用の場合（イ）ゾーン内2,000円（ロ）茨城県内3,000円（ハ）栃木、千葉県内5,000円（ニ）新潟、群馬県内8,000円
 2. 宿泊費 中級程度の宿泊料（1万円を限度とする）
 3. 会議費および登録料は全額
 4. 333-A、B、C地区以外における公式会合（国際大会、アジアフォーラム等）に参加する場合と海外はすべて20,000円、国内は半額とする、それ以外の場合は理事会にはかり決定する。
- 3項 事務所は潮来ステーションホテル内に設置し、事務費は自費とする。

第9条 慶弔規定

会員の慶弔および見舞金に関して下記の金額及び記念品を運営費より贈呈する。

1. 結婚祝 会員20,000円
出産祝 会員10,000円
2. 傷病見舞 会員10,000円
但し、入院1週間以上、自宅静養1ヶ月以上と認められるもの。
3. 弔慰 会員20,000円、配偶者10,000円、実子10,000円（但し同居に限る）、実（養）父母10,000円（義父母は除く）、弔慰金の他に供花・輪（祖父母は除く）
4. 非常災害 10,000円とする。
理事会にて協議し災害の程度によって判断決定する。この場合例会で事後承認を受ける。
但し緊急を要し理事会の手続きを経る事が出来ない場合は、三役が協議の上行い、事後例会で報告し承認を受ける。
5. その他 本規定に定めのない慶弔を必要とする場合、理事会において協議決定し、例会の承認を得ること。

第10条 褒賞規定

- 1項 会長が任期満了の際は、10,000円程度の慰労記念品を贈る。但し留任の際は除く。
- 2項 年間純出席率100%の会員には5,000円程度の記念品を贈る。但し、三役と事務局は除く。

第11条 内規の改廃

本規定の改廃は、理事会が審議決定し例会の承認を得て行う。

第12条 施行日

本内規は2003年6月28日より実施する。

附則 2015年6月30日一部改正施行する。